

◎新潟県告示第754号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年9月18日

新潟県魚沼地域振興局長

- 1 道路の種類及び路線名
県道 大石吉水線
- 2 道路の位置
魚沼市堀之内字山田3105番1から同市堀之内字上ノ原3815番1まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在
名称 水路管理者 魚沼市土地改良区理事長
所在 魚沼市今泉1488番地1
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
関係図面に表示するところによる。
- 5 管理の期間
令和8年8月12日から当該施設の存続する日まで